

○経済産業省令第九十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|--|
| | <p>目次</p> <p>第一章～第三章 [略]</p> <p>第四章 ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条の二）</p> <p>第五章 内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条の二）</p> <p>第六章 燃料電池設備（第三十条―第三十六条の二）</p> <p>第七章～第十一章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「可燃性ガス」とは、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）以下「コンビ規則」という。第二条第一項第一号に規定する可燃性ガスをいう。</p> <p>二 「毒性ガス」とは、コンビ規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスをいう。</p> <p>三 「不活性ガス」とは、コンビ規則第二条第一項第三号に規定する不活性ガスをいう。</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章 [略]</p> <p>第四章 ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条）</p> <p>第五章 内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第六章 燃料電池設備（第三十条―第三十六条）</p> <p>第七章～第十一章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 [略]</p> <p>〔新設〕</p> |

(安全弁)

第七条 [略]

2 安全弁(燃料としてアンモニアを使用するものに限る)は、その作動時に当該安全弁から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。

(ガスの漏えい対策等)

第七条の二

ボイラー等及びその附属設備(燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。)には、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 ボイラー等及びその附属設備(燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。)には、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全にかつ、速やかに除害するための措置を講じること。

二 ボイラー等及びその附属設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

三 ボイラー等及びその附属設備(燃料として水素を使用するものに限る。)を設置する室は、当該ボイラー等及びその附属設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。

四 前各号に掲げるもののほか、ボイラー等及びその附属設備に、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

(ガスタービン等の構造)

第十九条 [略]

2・3 [略]

4 ガスタービン及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第二十二条第一項及び第二十二條の二において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

(過圧防止装置)

第二十二条 [略]

2 過圧防止装置(燃料としてアンモニアを使用するものに限る)は、その作動時に当該過圧防止装置から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。

(ガスの漏えい対策等)

第二十二条の二

ガスタービン及びその附属設備(燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。)には、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 ガスタービン及びその附属設備(燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。)には、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全にかつ、速やかに除害するための措置を講じること。

(安全弁)

第七条 [略]

[新設]

[新設]

(ガスタービン等の構造)

第十九条 [略]

2・3 [略]

4 ガスタービン及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第二十二条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

(過圧防止装置)

第二十二条 [略]

[新設]

[新設]

二 ガスタービン及びその附属設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

三 ガスタービン及びその附属設備(燃料として水素を使用するものに限る。)を設置する室は、当該ガスタービン及びその附属設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。

四 前各号に掲げるもののほか、ガスタービン及びその附属設備に、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

(離隔距離)

第二十三条の二 ガスタービンに燃料としてアンモニアを供給する容器に係る容器置場は、その外面と発電所の境界線(境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁)との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

2 前項の容器置場は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

第五章 内燃機関及びその附属設備

(内燃機関等の構造等)

第二十五条 [略]

3 内燃機関及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第二十八条第一項及び第二十八条の二において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

4 [略]

(過圧防止装置)

第二十八条 [略]

2 過圧防止装置(燃料としてアンモニアを使用するものに限る。)は、その作動時に当該過圧防止装置から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。
(ガスの漏えい対策等)

第二十八条の二 内燃機関及びその附属設備(燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。)には、当該内燃機関及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内燃機関及びその附属設備(燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。)には、当該内燃機関及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。

[新設]

第五章 [同上]

(内燃機関等の構造等)

第二十五条 [略]

3 内燃機関及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第二十八条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

4 [略]

(過圧防止装置)

第二十八条 [略]

[新設]

[新設]

二 内燃機関及びその附属設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

三 内燃機関及びその附属設備（燃料として水素を使用するものに限り。）を設置する室は、当該内燃機関及びその附属設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とする。

四 前各号に掲げるもののほか、内燃機関及びその附属設備に、当該内燃機関及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

（離隔距離）

第二十九条の二 内燃機関に燃料としてアンモニアを供給する容器に係る容器置場は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

2 前項の容器置場は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

第六章 燃料電池設備

（安全弁等）

第三十二条 燃料電池設備（液化ガス設備を除く。次項、次条、第三十五条及び第三十六条の二第一項において同じ。）の耐圧部分には、過圧を防止するために適当な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、その作動時に安全弁から吹き出されるガスによる危害が生じないように施設しなければならない。ただし、最高使用圧力が〇・一メガパスカル未満のものにあつては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置をもつてこれに代えることができる。

2 [略]

（ガスの漏えい対策等）

第三十三条 燃料電池設備には、当該設備から燃料ガスが漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 燃料電池設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限り。）には、当該設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。

二 燃料電池設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

三 燃料電池設備（燃料として水素を使用するものに限り。）を設置する室は、当該設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。

四 前各号に掲げるもののほか、燃料電池設備に、当該燃料電池設備から燃料ガスが漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

2 [略]

[新設]

第六章 [同上]

（安全弁等）

第三十二条 燃料電池設備（液化ガス設備を除く。次項、次条及び第三十五条において同じ。）の耐圧部分には、過圧を防止するために適当な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、その作動時に安全弁から吹き出されるガスによる危害が生じないように施設しなければならない。ただし、最高使用圧力が〇・一メガパスカル未満のものにあつては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置をもつてこれに代えることができる。

2 [略]

（ガスの漏洩対策等）

第三十三条 燃料ガスを通ずる燃料電池設備には、当該設備からの燃料ガスが漏洩した場合の危害を防止するための適切な措置を講じなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

2 [略]

〔離隔距離〕

第三十六条の二

燃料電池設備に燃料としてアンモニアを供給する容器に係る容器置場は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

2 前項の容器置場は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

第七章 液化ガス設備

〔離隔距離〕

第三十七条 液化ガス設備（管及びその附属設備を除く。）は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。ただし、内包する液化ガスが不活性ガスのみである液化ガス設備については、この限りでない。

2 液化ガス設備のうち告示で定めるものは、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

3 液化ガス用貯槽の相互間、ガスホルダーの相互間並びに液化ガス用貯槽及びガスホルダーの相互間は、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

〔保安区画〕

第三十八条 液化ガス用気化器を有する発電所における液化ガス設備は、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、設備の種類及び規模に応じ、保安上適切な区画に区分して設置し、かつ、設備相互の間には保安上必要な距離を有するものでなければならない。

〔設備の設置場所〕

第三十九条 貯槽に係る防液堤の外面から防災作業のために必要となる距離の内側には、液化ガスの漏えい又は火災等の拡大を防止する上で支障のない設備以外の設備を設置してはならない。

2 〔略〕

〔ガスの漏えい対策等〕

第四十三条 液化ガス設備には、当該設備からガス又は液化ガスが漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 液化ガス用燃料設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。

- 二 液化ガス用燃料設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

〔新設〕

第七章 〔同上〕

〔離隔距離〕

第三十七条 液化ガス設備（管及びその附属設備を除く。）は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、ガス又は液化ガスの漏洩又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。ただし、内包する液化ガスが不活性ガスのみである液化ガス設備については、この限りでない。

2 液化ガス設備のうち告示で定めるものは、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、ガス又は液化ガスの漏洩又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

3 液化ガス用貯槽の相互間、ガスホルダーの相互間並びに液化ガス用貯槽及びガスホルダーの相互間は、ガス又は液化ガスの漏洩又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

〔保安区画〕

第三十八条 液化ガス用気化器を有する発電所における液化ガス設備は、ガス又は液化ガスの漏洩又は火災等による危害を防止するために、設備の種類及び規模に応じ、保安上適切な区画に区分して設置し、かつ、設備相互の間には保安上必要な距離を有するものでなければならない。

〔設備の設置場所〕

第三十九条 貯槽に係る防液堤の外面から防災作業のために必要となる距離の内側には、液化ガスの漏洩又は火災等の拡大を防止する上で支障のない設備以外の設備を設置してはならない。

2 〔略〕

〔ガスの漏洩対策〕

第四十三条 液化ガス設備には、当該設備からのガス又は液化ガスが漏洩した場合の危害を防止するため適切な措置を講じなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

三 液化ガス用燃料設備（燃料として水素を使用するものに限り）を設置する室は、当該設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。

四 前各号に掲げるもののほか、液化ガス設備に、当該液化ガス設備からガス又は液化ガスが漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

（防火火設備）

第四十五条 液化ガス設備（可燃性ガス、可燃性液化ガス、酸素若しくは液化酸素又はコンビ規則第二条第一項第二十二号の特定製造事業所に該当する発電所において製造された毒性ガス若しくは毒性液化ガスを通ずるものに限る。）には、その規模に応じて適切な防火火設備を適切な箇所に設けなければならない。

第八章 ガス化炉設備

（離隔距離）

第五十五条 ガス化炉設備（管及びその附属設備を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

2 ガス化炉設備は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

（保安区画）

第五十六条 ガス化炉設備は、ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、設備の種類及び規模に応じ、保安上適切な区画に区分して設置し、かつ、設備相互の間には保安上必要な距離を有するものでなければならない。

（ガスの漏えい対策）

第六十三条 ガス化炉設備には、当該設備からガスが漏えいした場合の危害を防止するため適切な措置を講じなければならない。

備考 表中の「」は注記である。

附則

（施行期日）

1 この省令は、令和四年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。

〔新設〕

〔新設〕

（防火火設備）

第四十五条 液化ガス設備（可燃性ガス、可燃性液化ガス、酸素若しくは液化酸素又はコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号の特定製造事業所に該当する発電所において製造された毒性ガス若しくは毒性液化ガスを通ずるものに限る。）には、その規模に応じて適切な防火火設備を適切な箇所に設けなければならない。

第八章 〔同上〕

（離隔距離）

第五十五条 ガス化炉設備（管及びその附属設備を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、ガスの漏洩又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

2 ガス化炉設備は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、ガスの漏洩又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

（保安区画）

第五十六条 ガス化炉設備は、ガスの漏洩又は火災等による危害を防止するために、設備の種類及び規模に応じ、保安上適切な区画に区分して設置し、かつ、設備相互の間には保安上必要な距離を有するものでなければならない。

（ガスの漏洩対策）

第六十三条 ガス化炉設備には、当該設備からのガスが漏洩した場合の危害を防止するため適切な措置を講じなければならない。